明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（国土交通七五）　一
〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務二九四）　四〇
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁四四）　四五
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　四八
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六七
会社その他
会社決算公告　六八

省　令

○国土交通省令第七十五号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十三条第一項、第二十五条第二項並びに第二十八条第一項から第五項まで、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項並びに第十三項から第十八項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令を次のように定める。

令和三年十二月三日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令

（監査人事業監査報告の作成）

第一条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。

2　監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等（カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者を除く。以下同じ。）及びその役員は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　当該認定設置運営事業者等の従業者（監査人を除く。）

二　その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第三条第三項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をいう。）及び子会社（同条第三項、第四項及び第七項の規定により、認定設置運営事業者等の子会社とされる者をいう。第十九条第二項において同じ。）の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　法第二十三条第一項の規定による監査報告（次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。）の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならない。

6　監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一　監査人の監査（財務報告書又は四半期報告書に係るものを除く。第三号において同じ。）の方法及びその内容

二　当該認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

三　監査人の監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四　監査人事業監査報告を作成した日

（請求の報告事項）

第二条　法第二十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　監査人の氏名

二　認定設置運営事業者等の名称

三　法第二十五条第一項の規定による請求（次号及び第五号において単に「請求」という。）を行った日

四　請求の要旨

五　請求の内容